

令和3年度 第1回越谷市景観評価委員会

第1号議案

令和3年度 こしがや景観資源の登録について

令和3年10月14日
越谷市 都市計画課

議案に関する説明事項

1. こしがや景観資源の概要
2. 令和3年度の応募状況について
3. 令和3年度の登録資源について
4. 令和4年度の募集について

議案に関する説明事項

1. こしがや景観資源の概要

2. 令和3年度の応募状況について

3. 令和3年度の登録資源について

4. 令和4年度の募集について

1. こしがや景観資源の概要

こしがや景観資源とは(越谷市景観条例第25条に規定)

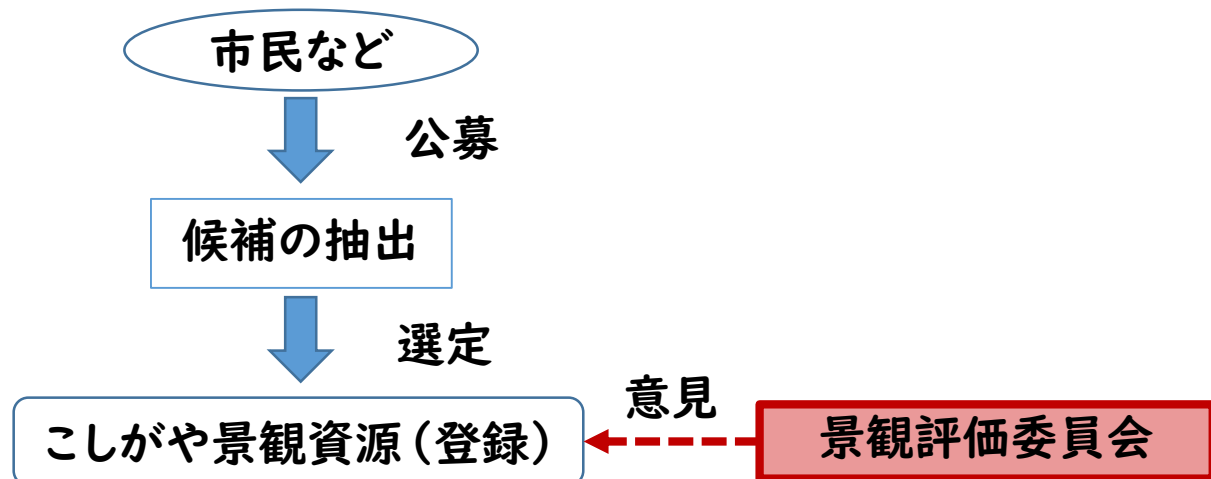
市民からの応募に基づき登録した、市内における優れた景観を構成している要素や眺め、その眺めが得られる場所などのこと。

登録した景観資源は広く周知を図るとともに**保全・活用**を図る。

H30～R2(3年間)で**86件**の景観資源を登録

※越谷市第5次総合振興計画で、R7年度までの累計240件(年間30件程度)の登録を目標としている

■こしがや景観資源の選定・登録の流れ(越谷市景観計画より抜粋)



1. こしがや景観資源の概要

こしがや景観資源の登録対象（登録要領 2.）

(1)

地域で身近な景観を構成している要素



樹木 3-1
元荒川沿いの桜並木



活動 2
越谷花火大会

(2)

地域で身近な眺め



眺望 4
千代田橋と総合体育館



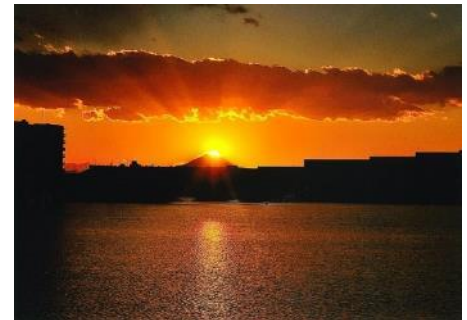
眺望 10
新方川沿いの桜並木と歩道

(3)

地域で身近な眺めが得られる場所



視点場 1-2
リユース展望台からの眺め（水田）



視点場 3-1
レイクタウンからの眺め（富士山）

1. こしがや景観資源の概要

こしがや景観資源の登録基準（登録要領 3.）

- (1) 道路その他の公共の場所から見るができること
- (2) 景観資源の所有者の承諾が得られ、継続的に資源の保全が見込まれること
- (3) 大切にしたい、後世に残したい越谷の景観を感じさせること
- (4) 地域の景観形成に良好な影響を与えていること

(登録基準を満たさないために登録ができなかった例)



果樹園



屋敷林

どちらも
登録基準(2)「景観資源の
所有者の承諾」が得られな
かったことから登録せず

1. こしがや景観資源の概要

こしがや景観資源の周知・活用

- ・登録した景観資源は、市HPへの掲載や、都市計画課窓口へのファイル配架により周知を図っている。
- ・市が発行する冊子等に写真を掲載する等し、周知・活用を行っている。

<令和2年度 資源写真の活用状況>

・活用の例

環境政策課「越谷市環境管理計画」への掲載

都市計画課「越谷市都市計画マスタープラン」への掲載

観光課「バーチャル背景画像」の配信

等



▲バーチャル背景画像
(イメージ)



▲HP掲載資料

▼越谷市都市計画 マスタープラン(抜粋)



議案に関する説明事項

1. こしがや景観資源の概要

2. 令和3年度の応募状況について

3. 令和3年度の登録資源について

4. 令和4年度の募集について

2. 令和3年度の応募状況

令和3年度の募集状況

- 募集期限：令和3年7月31日
- 募集テーマ「心が和らぐ
こしがやの景観」
- 応募方法：持参又はメール
- 周知
 - 施設でのポスター掲示、チラシ配架
 - 広報こしがや2月号、6月号
 - 公園維持管理団体、校長会への案内等

▼令和3年度募集ポスター



令和3年度募集テーマ
「心が和らぐ
こしがやの景観」

気持ちの晴れやかな日々の中で、ふと見つけた風景や景色にほっとしたり、
居心地の良さや、ささやかな幸せを感じたりしたことはありませんか。
越谷市ではそのような、心が和らぐこしがやの大切な景観について募集しています。
※テーマに沿った内容でなくとも応募いただけます。

- 募集期限 令和3年(2021年)7月31日(土) ※窓口での受付は7月30日(金)まで
- 登録対象 建築物、工作物、樹木、公共施設、活動 / 景色 / 景色を眺めている場所
- 登録基準 道路その他の公共の場所から見ることができると / 景観資源の所有者の承諾が得られ、継続的に資源の保全が見込まれること / 大切にしたい、後世に残したい越谷の景観を感じさせること / 地域の景観形成に良好な影響を与えていること
- 応募方法 市HPまたは都市計画課窓口にて配布している応募用紙に必要事項を記載し、写真と地図を添付の上、都市計画課へ持参またはメールで送付
- お問い合わせ 越谷市 都市整備部 都市計画課
【電話】048-963-9221(直通)
【メール】toshikei@city.koshigaya.lg.jp



QRコードからHPへアクセスできます

2. 令和3年度の応募状況

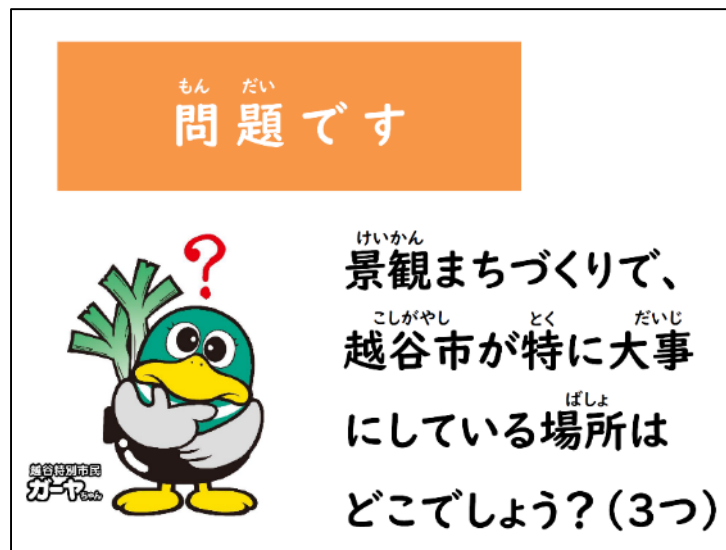
大沢北小学校での授業（越谷市の景観について）

- 4年生（90名程度）を対象に授業（令和3年3月19日）
- 授業後、景観資源の応募に協力いただいた（28件分の応募を受付）

→子ども目線による身近な景観資源の発掘にも寄与
（参考）増林小（H30）、大間野小（R1）に協力いただいた実績あり



▲授業の様子



▲授業で使用したスライド

2. 令和3年度の応募状況

応募状況

年度	応募者数	応募件数
H30	7	31
R1	6	36
R2	8	21
R3	11	66
合計	32 (延べ人数)	154

- ・今回初めて応募した人は11人中8人(大沢北小含む)

応募資源(位置図)



2. 令和3年度の応募状況

応募状況（一例） 登録済の資源と同様のもの



R3-1
花田苑（能楽堂）



R3-10
元荒川沿いの桜並木



R3-12
久伊豆神社（鳥居）



R3-54
花田苑（庭園）



R3-40
越谷アリタキ植物園（シサワグルミ）



R3-20
越谷梅林公園

2. 令和3年度の応募状況

応募状況（一例） 新たな視点



R3-15
しらこぼと橋



R3-18
旧日光街道沿いの歴史的建造物



R3-19
リユース



R3-28
越谷市役所と元荒川



R3-36
越谷市役所本庁舎



R3-37
越谷市役所本庁舎からの眺め

2. 令和3年度の応募状況

応募状況（一例） 心が和らぐ景観（テーマに沿った応募）



R3-21
新方川と新栄橋



R3-23
東武伊勢崎線の踏切と梅



R3-32
緑の森公園（芍薬）



R3-33
大沢のまんさく並木



R3-59
元荒川沿いの菜の花



R3-66
七左町七丁目の田園風景

2. 令和3年度の応募状況

応募状況（一例） 調節池関連



R3-3
レイクタウン（噴水）



R3-6
大吉調節池



R3-42
大吉調節池



R3-45
レイクタウン（噴水）



R3-52
大吉調節池



R3-56
大吉調節池

議案に関する説明事項

1. こしがや景観資源の概要

2. 令和3年度の応募状況について

3. 令和3年度の登録資源について

4. 令和4年度の募集について

3. 令和3年度の登録資源について

- ・ 応募があった66件中、63件を登録したいと考えています
<登録ができないと考えているもの(3件)>



R3-29



R3-43



R3-57

- <登録としたいが、御意見をいただきたいもの(6件)>



R3-47



R3-22



R3-53



R3-62



R3-31



R3-63

次以降のスライドにて、詳細を説明します

3. 令和3年度の登録資源について

<登録ができないと考えているもの①>

R3-29 応募名称「香取神社（雛祭り）」

(理由) 建物内であるため

→登録基準(4)「地域の景観形成に良好な影響を与えていること」を満たしていないため、登録不可



応募理由

奉納された江戸の享保雛など、江戸から平成までのいろいろなお雛様を展示していて、興味深いし貴重な資料と思える

3. 令和3年度の登録資源について

<登録ができないと考えているもの②>

R3-43 応募名称「黒鳥飛来」

(理由) 偶然起きたことであるため

→登録基準(2)「継続的に資源の保全が見込まれること」を満たしていないため、登録不可



応募理由

レイクタウンに珍しい黒鳥が
1週間ほど飛来してきた。

→黒鳥は固有種でなく、外来種
でもあり、市内で多く見られない

3. 令和3年度の登録資源について

<登録ができないと考えているもの③>

R3-57 応募名称「賑わうつり人達」

(理由) 管理者からの了解が得られなかったため

→登録基準は満たしているが、写された内容が禁止行為であることから管理者からの了解が得られなかったため登録不可



応募理由

身近でつり人達が楽しんでいます

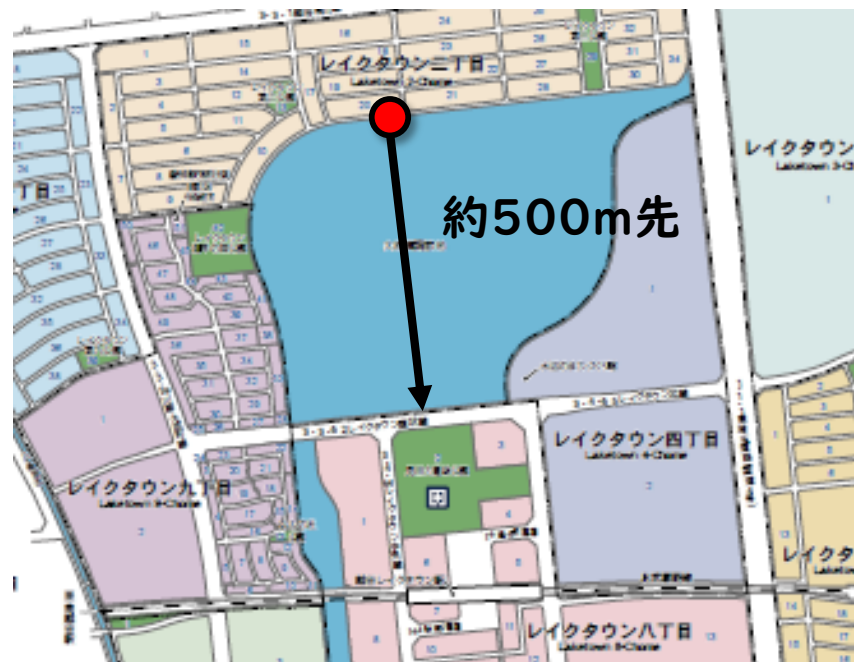
→フェンスの乗り越えは禁止されている。資源とすることにより、禁止行為の周知につながる。

3. 令和3年度の登録資源について

<登録としたいが、御意見をいただきたいもの①>

R3-47 登録案【河川・用水・池】レイクタウン(噴水)

(要点) 人の目での見え方と大きく異なるものを
資源として登録してよいか



3. 令和3年度の登録資源について

<登録としたいが、御意見をいただきたいもの①>

R3-47 登録案【河川・用水・池】レイクタウン(噴水)

(要点) 人の目での見え方と大きく異なるものを
資源として登録してよいか



▲応募写真(望遠レンズにより撮影)



▲撮影場所からの実際の見え方

3. 令和3年度の登録資源について

<登録としたいが、御意見をいただきたいもの②>

R3-22 登録案 【眺望】新方川沿いの桜並木とリユース

(要点) 背景がぼやけたものを資源として登録してよいか
(実際の見え方とやや異なる)



▲応募写真(背景がぼやけている)



▲撮影場所からの実際の見え方

3. 令和3年度の登録資源について

<登録としたいが、御意見をいただきたいもの③>

R3-53 登録案 【建造物】しらさぎ橋

(要点) オブジェのようなものは景観として扱えるか



▲応募写真



▲参考 (H30年度登録済)

【眺望8】しらさぎ橋とキャンベルタウン野鳥の森

3. 令和3年度の登録資源について

＜登録としたいが、御意見をいただきたいもの④＞

R3-62 登録案 【眺望】元荒川と元荒川橋

(要点) オブジェのようなものは景観として扱えるか



▲応募写真



▲参考 (R2年度登録済)
【眺望14】
葛西用水と
しらこぼと橋



参考▶
(R3-53)

3. 令和3年度の登録資源について

<登録としたいが、御意見をいただきたいもの⑤>

R3-31 登録案 【建造物】大沢地区センター・公民館（ステンドグラス）

(要点) 建物の一部分は景観として扱えるか



▲応募写真



▲参考（H30年度登録済）
【神社・寺院3】
第六天神社
（那倉霊神・社殿）

3. 令和3年度の登録資源について

<登録としたいが、御意見をいただきたいもの⑥>

R3-63 登録案 【眺望】東京葛西用水と屋敷林

(要点) 良好とはいえない景観を登録してよいか

→用水路内に安全確保のための
白い柵が多く配置されている。



◀ 応募写真

3. 令和3年度の登録資源について



R3-53



R3-31



R3-63

→登録に向け、応募者と調整しながら少し広域にした写真で整理することも考えております。

<参考>

眺望18

東京葛西用水めがね橋

応募写真



登録写真



3. 令和3年度の登録資源について

<その他、御意見をいただきたいもの>

・対象物の分類について（「池」の追加）

見直し前

河川・用水
樹木
公園
神社・寺院
建造物
活動
眺望
視点場

見直し後

河川・用水・池
樹木
公園
神社・寺院
建造物
活動
眺望
視点場

→これまで池そのものの資源はなかったが、今回多くの応募があったことを受け見直すもの



議案に関する説明事項

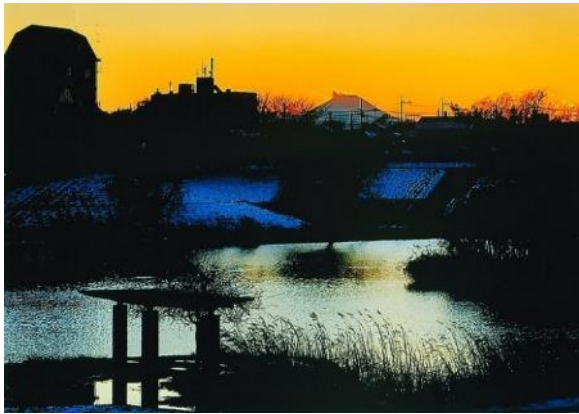
1. こしがや景観資源の概要
2. 令和3年度の応募状況について
3. 令和3年度の登録資源について
4. 令和4年度の募集について

4. 令和4年度の募集について

<募集テーマ(案)>

あなたにとって、**イチオシの視点場**
(遠くのものが見える場所)を教えてください

[参考]登録済の視点場(抜粋)



視点場2
大吉調節池からの眺め
(富士山)



視点場5
不動橋からの眺め
(元荒川の夕景)



視点場6-1
大間野歩道橋からの眺め
(青空)

4. 令和4年度の募集について

<募集要項の見直しについて>

今回募集の課題

- ・近接した(場所が特定できない、景観要素が備わっていない)写真の応募
- ・1つの応募に対し、複数枚の写真の応募
- ・人の顔が写っている(個人が特定できる)写真の応募

上記のような応募がないよう、募集要項を見直す

[参考]こしがや景観資源の選定・登録の流れ

